特　記　仕　様　書

1．業務の実施時期及び場所

業務の実施時期及び場所は、別紙の工程表及び図面によって行う。

2．業務の内容

（1）芝生管理工（芝草刈工）

ア．刈り込みは、芝生内にある樹木株物施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。

イ．刈り取った芝は、速やかに処理するとともに刈り跡はきれいに清掃すること。

（2）除草（下刈り）

ア．樹木、地被類等を傷つけないよう十分注意するとともに、人畜車両等に損傷を与えないよう作業箇所及びその周辺の安全確保に留意すること。特に、動力草刈機を用いる時は、十分に注意すること。

イ．刈り取った雑草類は、ただちに運搬処理すること。

（3）病害虫駆除

ア．薬剤の使用に際しては、農薬取締法の農薬関連法規及びメーカー等で定められている使用安全基準、使用方法を遵守すること。

イ．乳剤、液剤については、正確に容積計測により計量し、水和剤、水溶剤は、重量計測により計量すること。

ウ．薬剤は、その物理的及び化学的性質により、調合が不可能なものが有るので、必ず事前確認のうえ調合すること。

エ．薬剤の散布は、気象条件の整った日を選定すること。(監督員の指示に従い行うこと。)

オ．散布作業者は、防護用衣類を着用し風向きに注意して、風上から風下へ向かって散布すること。

カ．散布地域に第三者が近づくことがないように誘導すること。

キ．散布樹木に対しあらゆる方向から適量かつむらなく散布すること。

（4）樹木せん定

ア．刈り込みの際に、一度に刈り込まないで数回の刈り込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていくこと。

イ．特に花木は、慎重に行い、花芽形成後に強剪定を行うことは避けること。

ウ．異なる樹種が接している場合は、それぞれ樹種ごとに形を整え剪定すること。

エ．大刈り込みは、各樹種の育成状態に応じ、刈地原形を十分考慮しつつ刈り込むこと。また植え込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後、枝がえしを行うこと。

オ．全体の剪定が終わった後、もう一度見直し修正剪定を行うこと。

カ．刈り取った枝葉等は、速やかに処理すること。

（5）施　肥

ア．樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り穴底に所定の肥料を入れ覆土すること。縦穴の深さは、２０㎝程度とする。

イ．肥料が枝葉に直接触れないよう注意し、植え込み内に均一に散布すること。

ウ．監督員の指示に従い行うこと。

（6）かん水

ア．かん水は、樹木の根部全体に水がいきわたるように行うこと。

イ．監督員の指示する日時に行うこと。

（７）鉢物管理（鉢替）

ア．植物の種類や時期、方法、置き場等は指示に従うこと。

（８）草花植付（入口花壇）

ア．作業時期は、事前に監督員と協議のうえ行うこと。

イ．花苗は、病害虫に侵されていない健全なもので、あらかじめ植え出しに耐えるように栽培され、すでに開花しているもの又は開花寸前のものを使用すること。

ウ．古株、雑草等は、根より掘り起こし、土を払った後速やかに処理すること。

エ．地ごしらえは、まず所定の土壌改良材、肥料、薬剤を表面に均一にまき、床土を鍬、レーキなどで深さ３０cm程度まで耕うんしながらよく混合した後、一様にならすこと。

３．報告事項等

（１）受注者はあらかじめ発注者に対し現場責任者及び従業員の氏名等を報告するものとする。現場責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。

（２）委託契約約款第６条に定める委託業者実施計画書は、契約締結後速やかに提出して発注者の承認を受けなければならないものとする。

（３）委託契約約款第１２条第１項に定める委託業務実施報告書は、業務日誌及び１か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は、業務日誌については業務終了の翌日（休日等についてはその翌日）に、月間報告書については業務終了後翌月１０日までに、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。また、業務実施写真の記録を工程毎に整備し、委託業務実施報告書に添付するものとする。

（４）委託契約約款第１２条第２項に定める発注者による毎月の検査完了期日（期限）は、翌月１９日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して９日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が３月３１日を越える場合は、３月３１日とする。

４．委託契約約款第３条に定める発注者の負担する経費は、業務を行うために要する光熱水費とする。

５．この仕様書に疑義のあるとき又は、定めのない事項については、必要に応じて発注者・受注者協議して、これを定めるものとする。